

調布市スポーツ推進計画（素案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和5年12月25日（月）から令和6年1月24日（水）まで
- (2) 周知方法 市報（令和5年12月20日号，令和6年1月20日号），市公式X（旧Twitter）および市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階スポーツ振興課，公文書資料室，神代出張所，みんなの広場（たづくり11階），各図書館・各公民館・各地域福祉センター（染地を除く），教育会館，総合体育館
- (4) 意見の提出方法 氏名，住所，御意見を記入し，直接又は郵送，FAX，Eメール，インターネット専用フォームで市役所スポーツ振興課まで提出 ※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数：3件（2人）

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	0件
第1章 スポーツ推進計画の策定に当たって	0件
第2章 スポーツを取り巻く現状と課題	0件
第3章 市の目指す姿	0件
第4章 施策の展開	1件
第5章 計画の着実な推進	0件
その他意見	2件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	項目	御意見等の内容	市の考え方
1	第4章 施策の展開	<p>日頃より近隣の区や市（世田谷区・三鷹市・小金井市・府中市・稲城市・川崎市・多摩市・武蔵野市・小平市・杉並区）には公の武道場（畳室）があるのに調布市に武道場がない事をととても残念に思っておりました。</p> <p>西調布体育館が武道系の競技を中心に利用されている現状からも、西調布体育館の移転・更新の具体的な内容として武道場（畳室）の設置を含めてはいかがでしょうか。</p> <p>家庭に和室が無くなりつつある昨今、畳の上で行う武道は子供たちに日本の畳文化（正座や礼の作法など）を伝えるよい機会になると思います。</p> <p>また幼少期～学齢期に畳の上で素足で運動することは足部のより良い発達を促し、怪我や病気に強い丈夫な体を育みます。</p> <p>さらに優れたバランス感覚など運動神経の発達を促すことから、将来様々なスポーツを楽しむうえでの大きなアドバンテージともなります。畳室で素足で行う武道は調布育ちのアスリートを育む土台にもなりうるでしょう。</p> <p>海外の方々にも愛される日本の柔道・合気道・空手など畳の上で行う武道を積極的に後世に伝え続けるためにも、その環境として畳の武道場を西調布体育館の移転・更新に具体的に含めて検討してはいかがでしょうか。</p>	<p>西調布体育館は、高速道路高架下にある屋内スポーツ施設であり、剣道・柔道・空手道・合気道・なぎなたといった武道系の競技を中心に利用されているほか、卓球での利用が多い状況となっています。</p> <p>引き続き、中央自動車道の耐震補強工事等に伴う影響を把握する中で、西調布体育館の移転・更新に向けて、武道系はもとより、卓球などの武道系以外の種目も含め、現在の利用団体の皆様の多様なスポーツ活動が継続できるよう、取り組んで参ります。</p>
2	その他	<p>1. スポーツ環境について</p> <p>調布市総合体育館は、市民の運動の機会をもたらすものとしてはたいへん素晴らしい施設で、私自身も調布市総合体育館のトレーニング室に通い、スタッフの皆様の親切なご指導を受け、12kgのダイエットの成功ほか、人間ドックで指摘が1つもない健康体を手に入れました。</p> <p>このように健康の象徴でもあるスポーツ施設は、引き続き敷地内禁煙でお願いしたいです。調布市総合体育館も敷地内禁煙で、周辺に対しても禁煙の呼びかけをしている看板をみかけますが、是非この取り組みを続けて行ってほしいです。</p>	<p>市は、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、平成31年3月26日に調布市受動喫煙防止条例を公布し、令和元年7月1日から施行しました。条例では、路上等喫煙禁止区域の指定や、市立の公園や広場、緑地、緑道などでの喫煙を禁止しているほか、市立施設において喫煙を禁止しています(敷地内禁煙)。</p> <p>調布市総合体育館においても、同条例における敷地内禁煙の該当施設であることから、引き続き、同条例の趣旨を踏まえ、総合体育館を管理・運営する指定管理者と連携を図りながら、周知・啓発の取組を継続して参ります。</p>
3	その他	<p>2. 子どものスポーツ環境について</p> <p>野球チームその他、子どものスポーツチームは、指導者や保護者が周辺でタバコを吸うことで、子どもたちに悪影響をもたらしています。</p> <p>喫煙は、著しく体力の低下をもたらすだけでなく、スポーツによる怪我のリスクを大幅に増加させます。</p> <p>タバコは、ドーピング監視対象物質にもなっています。</p> <p>子どもたちにとってのロールモデルである指導者等が喫煙していると、子どもたちも影響を受け喫煙を開始する懸念もあります。</p> <p>指導者等に対し、これらの喫煙の悪影響について啓発する機会を作っていただきたくお願いいたします。</p>	<p>市は、調布市受動喫煙防止条例に基づき、市内に所在する学校(大学、短期大学等を除く。)及び児童福祉施設等の敷地に隣接する路上における喫煙を禁止しています。また、同条例では、通学路においても、子どもに受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務を謳っており、子どもの受動喫煙の防止に取り組んでいます。子どものスポーツ環境における受動喫煙防止対策については、スポーツ施設を含む市立施設において喫煙を禁止しており、スポーツ活動中に受動喫煙を生じさせないよう取り組んでおります。</p> <p>今後も、子どもを受動喫煙から守り、安全・安心なスポーツ環境を維持していくため、市民等に対し、引き続き、受動喫煙の防止及び禁煙を図るための啓発を図って参ります。</p>